

入会金及び会費に関する規程

昭和52年5月19日 総会決定  
昭和54年5月31日 一部改正  
昭和59年5月31日 一部改正  
昭和62年5月27日 一部改正  
平成10年8月18日 一部改正  
平成12年5月18日 一部改正

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は正会員にあつては10,000円、特別会員団体（都道府県）5,000円、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人10,000円、個人2,000円、賛助会員にあつては500,000円とする。

(会費)

第3条 会費は次のとおりとする。

- ① 正会員 別表のとおりとする。
- ② 特別会員

団体	年額	30,000円
地方公共団体の出資又は拠出に係る法人	〃	50,000円
個人	〃	10,000円

但し、特別会員個人については、理事会が別に定めるところにより、会費を免除することができる。

- ③ 賛助会員

一級（資本金10億円以上）	年額	470,000円
二級（〃 10億円未満）	年額	360,000円
三級（〃 1億円未満）	年額	250,000円
四級（〃 1千万円未満）	年額	190,000円

(入会金、会費の納入等)

第4条 入会金は入会するとき、会費は毎年度当初に金額及び納入期日を会員に通知するものとし、通知を受けた会員は指定の期日までに納入しなければならない。

ただし、年度の中途で入会する会員については、会費にその年度の残月数を乗じて12で除した金

額を徴収する。(円未満切捨て)

2 年度途中で退会または除名されても、その年度の会費は納入しなければならない。

別 表

人口別区分	63年度以降
500万人以上	2,416,000 円
500万人未満	1,213,000
150 "	709,000
90 "	458,000
70 "	346,000
50 "	243,000
40 "	190,000
30 "	150,000
20 "	116,000
15 "	104,000
10 "	92,000
5 "	80,000

① 人口区分は前年度4月1日の人口による。

② 一部事務組合及び広域連合の会費額は、上記人口割による基準を適用する。

但し、構成市区町村に会員が含まれる場合は、その人口を差引いた人口により算出する。

また、会員のみで構成する場合は、5万人未満の人口別区分を適用する。

附 則

本規程、総会議決の日から施行し昭和54年4月1日より適用する。

この規程の一部改正は、昭和59年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成10年8月18日から施行し平成10年4月1日より適用する。

この規程の一部改正は、総会議決の日から施行し平成12年4月1日より適用する。